

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の区域内において障害児（者）社会福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において当該施設の整備に要する費用の一部を補助し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 この要綱による大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金（次条、第4条、第9条及び第14条において「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、障害児（者）社会福祉施設を設置する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号）第2第3項第2号から同項第4号までに規定する整備を行う事業又は社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成24年5月17日付け厚生労働省発社援0517第12号）第2第3項に規定する整備を行う事業であって、本市が国からこれらの要綱による補助金の交付を受けるものとする。

（補助金額等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請書）

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）

第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設整備申請額算出内訳書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算書

3 社会福祉法人が補助金の申請を行うときは、前項に掲げる書類のほか、大津市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成20年条例第52号）第2条第1号、第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

（決定通知書）

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設整備申請額算出内訳書（別紙1）

(2) 事業計画書（別紙2）

(3) 変更収支予算書

（承認通知書等）

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（状況報告）

第9条 第5条第1項に基づく補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、請負工事契約（入札）を実施しようとするときは、契約方法及び入札参加業者事前報告書（様式第12号）を入札実施の通知日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が請負工事契約を締結したときは、契約内容（入札結果）報告書（様式第12号の2）を契約締結後1週間以内に市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、工事に着手した日から2週間以内に工事着工報告書及び工事進捗状況報告書（様式第12号の3）を提出するとともに、各月末現在の工事進捗状況について同報告書を翌月15日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業実績報告書（様式第13号）とし、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに2部提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設整備精算額算出内訳書（別紙3）
- (2) 事業実績報告書（別紙4）
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書（様式第16号）とする。

2 前項の交付請求書には、一括（分割）交付請求額算出内訳書を添付しなければならない。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金返還通知書（様式第18号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第16条 補助事業者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る工事関係書類、備品関係書類、金銭出納簿等を備付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月3日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。</p>	<p>補助事業に要した総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額と左欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額に3/4を乗じた額。ただし、整備内容に応じ、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表1-2若しくは1-3又は社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱別表1若しくは別表3に規定する算定基準に基づき算定された1施設当たり基準額を限度とする。</p>

様式第1号（第4条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

㊟

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 施設整備申請額算出内訳書（別紙1） 2 事業計画書（別紙2） 3 収支予算書

施 設 整 備 申 請 額 算 出 内 訳 書

設置者の名称

施設の名称

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B (≦ A) 円	当該事業に係る 収入額 C 円	差 引 額 D (=A-C) 円	国要綱による 基準単価	補助基本額 F (=B又はDのいずれ か小さい額) 円	補助金所要額 (千円未満切捨) G (=E又はF×3/4の いずれか小さい額) 円
					単 価 E 円		
施 設 整 備 費 計							

事 業 計 画 書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷 地 面 積 _____ m^2

(イ) 敷地の所有関係 自己所有地 ・ 借 地 ・ 買収（予定）地

(ウ) 施設整備の区分

創 設 ・ 改 築 ・ 大規模修繕等 ・ 老朽民間社会福祉施設整備
 応急仮設施設整備 ・ その他（ _____ ）

(エ) 建 物 面 積 建築面積 _____ m^2 延面積 _____ m^2

(オ) 建 物 の 構 造 _____ 造 _____ 建て

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図等を添付すること。なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建 物 の 面 積 建築面積 _____ m^2 延面積 _____ m^2

(イ) 建 物 の 構 造 _____ 造 _____ 建て

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別 直 営 ・ 請 負

(イ) 着 工 年 月 日 年 月 日

(ウ) 完 了 年 月 日 年 月 日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別 直 営 請 負 賃 貸 借

(イ) 工 事 期 間 年 月 日～ 年 月 日

(ウ) 仮設施設の使用期間 年 月 日～ 年 月 日

(5) その他参考事項

(表)

様式第2号(第5条関係)

大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	裏面のとおり

(裏)

交付条件

- (1) この補助金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。
- (2) この補助金に係る実績報告書を 年 月 日までに提出すること。
- (3) この補助金の使途については、大津市監査委員の監査を受けることがある。
- (4) 次に掲げる補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。補助事業等を中止し、若しくは廃止する場合又は補助事業等の経費の配分の変更（軽微な変更を除く。ただし、区分間の経費の配分の変更は、不可とする。）をする場合においても同様とする。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に定められた期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 上記に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

様式第3号（第5条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第6条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第6条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 し た 理 由	

様式第6号（第7条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 施設整備申請額算出内訳書（別紙1） 2 事業計画書（別紙2） 3 変更収支予算書

様式第7号（第7条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日

様式第8号（第8条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第8条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第8条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第8条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
承認しないことと決定した理由	

様式第12号（第9条関係）

契約方法及び入札参加業者事前報告書

法人名		施設名	
契約方法	1 一般競争入札	契約方法が2・3の場合	1 当該契約方法選択の理由
	2 指名競争入札 (者)		2 業者選定の基準
	3 随意契約 (者) 「複数業者の見積書合わせは、随意契約とすること」		

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- ※ 契約方法、入札参加業者等の決定経過を記載した理事会等議事録（写し）を添付すること。
- ※ 様式内に記入できない場合は、別紙（様式任意）に記載すること。
- ※ 最低制限価格を設ける場合は、その理由書を添付すること。

施設建設工事に係る入札結果

法人名						
工事名						
契約方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約					
入札日				入札実施場所		
落札業者名						
契約予定日				着工予定日		
NO	業者名	1回目	2回目	3回目		結果
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
工事概要						(入札結果は税抜き)
(例) 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 560.59㎡						

様式第12号の3（第9条関係）

工事着工報告書及び工事進捗状況報告書（ 年 月末現在）

法人名		工事名	
施設の種類		施設の名称	
契約方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約		
施工業者名			
契約年月日	年 月 日		
工事期間	（着工） 年 月 日 ～ （完成） 年 月 日		

工事費目		月								
		月	月	月	月	月	月	月	月	月
出 来 高	建築主体工事	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	電気設備工事									
	機械設備工事									
	外構工事									
	〇〇工事									
	共通仮設費									
	諸経費									
	計									

工程表上の当該月末予定出来高	%	進 捗 状 況	±	日
工 事 概 要	（工程表より現在の工事進捗状況が遅延している場合はその理由及び今後の進捗計画も併せて記入のこと。）			

- ※ 工事項目欄は、実際の契約内容に準じて記入のこと。
- ※ 工事概要欄は、完了済の工事及び進行中の工事の概要を記入のこと。
- ※ 添付書類として、細部工程表（翌月1か月分）、工事出来形写真（カラーサービスサイズをA4用紙に貼付（デジタルカメラ撮影不可））を併せて提出のこと。

様式第13号（第10条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
添 付 書 類	1 施設整備精算額算出内訳書（別紙3） 2 事業実績報告書（別紙4） 3 収支決算書 4 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

事業実績報告書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 入所（利用）定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人	人	人

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係 自己所有地 ・ 借地 ・ 買収（予定）地

(ウ) 施設整備の区分 創設 ・ 改築 ・ 大規模修繕等
老朽民間社会福祉施設整備 ・ 応急仮設施設整備
その他（ ）

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 _____ 造 _____ 建て

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 _____ 造 _____ 建て

(ウ) 建築年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(エ) 補助金の区分 年度： 国庫 ・ 民間 ・ 自己資金 ・ その他

(オ) 処分（取りこわし）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 _____ 造 _____ 建て

(2) 支出済事業費総額

ア	本体工事費	_____円	(_____円)
イ	工事事務費	_____円	(_____円)
ウ	小計(本体工事費)	_____円	(_____円)
エ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費			
	(解体撤去工事費)	_____円	(_____円)
	(仮施設整備工事費)	_____円	(_____円)
オ	その他の工事費	_____円	(_____円)
カ	地域交流スペース	_____円	(_____円)
キ	合計	_____円	(_____円)

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工実績

ア	契約年月日	年	月	日			
イ	着工年月日	年	月	日			
ウ	竣工年月日	年	月	日			
エ	事業開始年月日	年	月	日			
オ	解体撤去工事関係						
	(ア) 着工年月日	年	月	日			
	(イ) 完了年月日	年	月	日			
カ	仮施設工事関係						
	(ア) 工事期間	年	月	日～	年	月	日
	(イ) 仮施設の使用期間	年	月	日～	年	月	日

(4) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し。直営の場合は、支払領収書の写し
- 2 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 法人の検査調書の写し
- 4 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付してもとの同一の場合は省略)

- 5 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 6 建物内外主要部分の写真
- 7 工事契約金額報告書及び設計監理業務委託契約金額報告書（別紙①及び別紙②）

別紙①

番 号
年 月 日

(宛先)

大津市長

社会福祉法人〇〇〇会

理事長 〇〇〇〇 ㊟

施工者

株式会社△△△建設

代表取締役 △△△△ ㊟

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者 株式会社△△△建設は◇◇◇施設
建設工事に係る工事請負契約を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金につい
てもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

別紙②

番 号
年 月 日

(宛先)

大津市長

社会福祉法人〇〇〇会

理事長 〇〇〇〇

印

設計監理業務受託者

株式会社▲▲▲設計

代表取締役 ▲▲▲▲

印

設計監理業務委託契約金額報告書

委託者 社会福祉法人〇〇〇会と受託者 株式会社▲▲▲建設は◇◇◇施設建設工事に係る設計監理業務委託契約を次のとおり締結し実施するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金 額
設計監理業務委託契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

様式第14号（第11条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業について、次のとおり大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第15号（第12条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座
	口 座 名 義

様式第16号（第13条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

㊟

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業	
交 付 決 定 金 額	円	
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類	一括（分割）交付請求額算出内訳書	

様式第17号（第14条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第18号（第15条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日まで
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。